

現場代理人の常駐緩和について

令和 7 年 5 月 13 日以降に契約した建設工事を対象に当面の間、現場代理人の常駐緩和を試行いたします。

(1) 現場代理人の現場常駐規定の適用除外

以下の工事について、益田市公共工事請負契約約款第 10 条第 2 項の現場代理人の工事現場常駐規定は適用除外とし、現場代理人の兼任を可能とする。

① 予定価格が 200 万円未満の工事

ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がある場合または発注者との連絡体制が確保できないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 現場代理人を兼務できる工事の数

現場代理人が兼務できる工事の数については、益田市現場代理人取扱要綱により **最大 2 件（益田市が発注するものに限る）** までとする。ただし、**地域住民の安全を確保する橋梁修繕工事**を含む場合は **最大 3 件** までとする。

(参考) 現場代理人の兼務が可能な工事件数の判定表

ケース	益田市発注		合計	可否	理由
	橋梁修繕 工事以外 の工事	橋梁修繕 工事			
①	2 件		2 件	○	
②	2 件	1 件	3 件	○	
③	1 件	3 件	4 件	×	3 件を超えている
④	1 件	2 件	3 件	○	
⑤	3 件		3 件	×	橋梁修繕以外は 2 件まで
⑥	2 件	2 件	4 件	×	3 件を超えている

(3) 留意事項

現場代理人の常駐義務の緩和による場合であっても、建設業法第 26 条第 3 項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。